



東京都環境確保条例

第2計画期間

〔2015年度から〕
〔2019年度まで〕

大規模事業所に対する温室効果ガス 排出総量削減義務と排出量取引制度 (東京都キャップ&トレード制度)



平成27 (2015) 年 4 月



東京都環境局

1 制度の目的

東京都は、「2020年までに東京の温暖化ガス（温室効果ガス）排出量を2000年比で25%削減する」という数値目標を掲げ、様々な部門で気候変動対策に積極的に取り組んでいます。

平成22（2010）年4月からスタートした「総量削減義務と排出量取引制度」（本制度）は、その中でも温室効果ガスの排出量が多い大規模事業所（業務・産業部門）を対象にしたもので、一定期間での個々の事業所の削減義務量を定めることによる確実な総量削減を目的としています。

2 制度の対象

本制度の対象となる事業所：

分 類	要 件
指定地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL*以上となった事業所 ※電気使用量約600万kWhに相当
特定地球温暖化対策事業所	3か年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所
指定相当地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所で中小企業等が1/2以上所有している事業所

ここでいう「事業所」とは

基本的には、建物、施設単位（住居用を除く。）です。ただし、

- ・エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一の場合
- ・共通の所有者が存在する建物・施設が隣接していた場合
- ・対象となる規模の事業所が道路、水路等を挟んで近接していた場合（建物については主たる使用者が同一の場合に限る。）
- ・地域冷暖房施設について導管が連結している場合

には、複数の建物等をまとめて一事業所とします。

義務対象者：

実際に義務を負うのは、原則対象となる事業所の所有者ですが、管理組合法人や特定テナント等事業者（**5** 事業所の地球温暖化対策推進体制 で説明）などが都に届け出ることで、所有者に代わって、あるいは共同で義務を負うことができます。

対象となる温室効果ガス：

①削減義務の対象（特定温室効果ガス）：

燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂
（住宅のために使用されるものは除きます。）

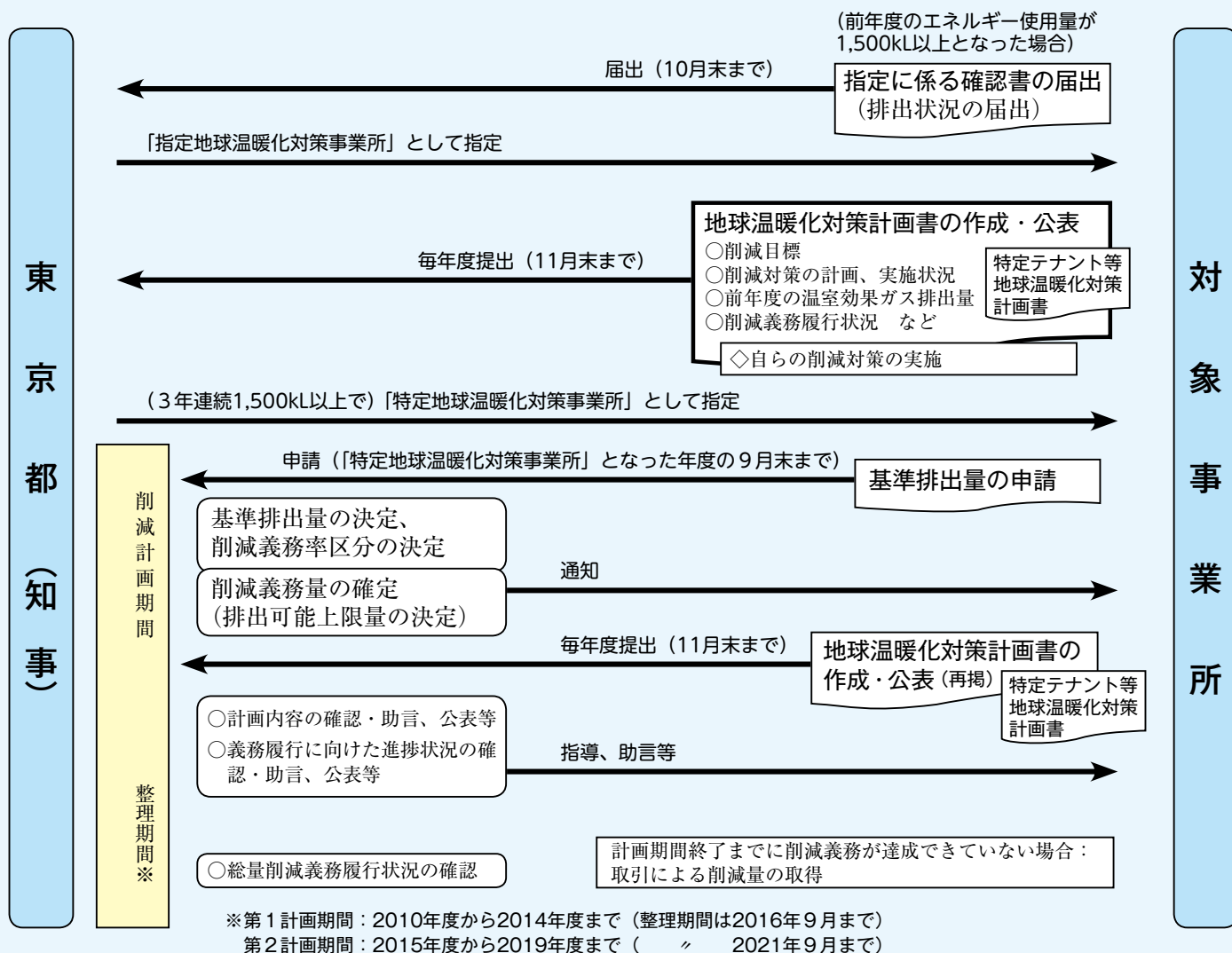
②排出量報告の対象（その他ガス）：

上記以外のCO₂、CH₄、N₂O、PFC、HFC、SF₆、NF₃

なお、②を一定の条件下で削減した場合には、①の削減義務分に充当することが可能です。

3

制度の主な流れ



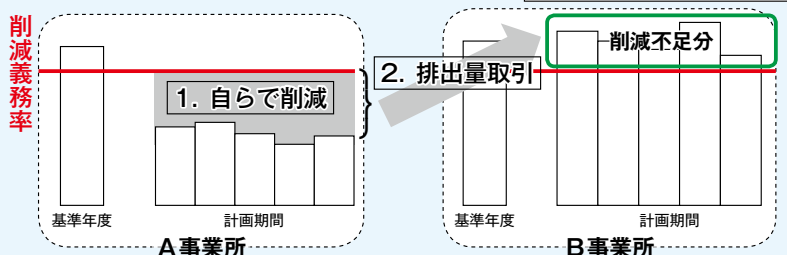
分類	位置づけ	義務となる事項	期間・期限
指定地球温暖化対策事業所	地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所	・前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量の算定（検証が必須） ・前年度のその他ガス排出量の算定（検証不要） ・削減目標と削減計画の設定	—
		・統括管理者・技術管理者の選任	選任すべき日（ex. 事業所の指定を受けた日、人事異動で担当者が変わった日等）から9か月以内
		・テナント事業者との協力推進体制	随時
		・上記を記した計画書の提出・公表	（計画書）毎年度11月末まで（ただし指定地球温暖化対策事業所となった年度については、11末日と指定通知日から90日後のいずれか遅い日） （公表）遅滞なく
特定地球温暖化対策事業所	特定温室効果ガス排出量の削減義務が課される事業所	・上記「指定地球温暖化対策事業所」の実施事項	（上記のとおり）
		・特定温室効果ガスの削減義務	
		自らの事業所における削減	随時
		削減義務量不足分の取引による調達（再生可能エネルギーの活用、他の事業所の削減量の調達ほか）	随時
		・基準排出量の申請	特定地球温暖化対策事業所となった年度の9月末まで

指定相当地球温暖化対策事業所については、指定地球温暖化対策事業所に準じて計画書の提出・公表等が必要。ただし、前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量の検証は不要

4

制度の仕組み

総量削減義務履行の手段



《義務履行の手段》

1. 自らで削減

- ・高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など
- ・「低炭素電力・熱の選択の仕組み」の導入（第2計画期間から）
事業所の「低炭素電力・熱の供給事業者」選択行動を促すため、事業所が選択した供給事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映することができる仕組み

2. 排出量取引

- ①超過削減量 ②都内中小クレジット ③再エネクレジット
- ④都外クレジット ⑤埼玉連携クレジット

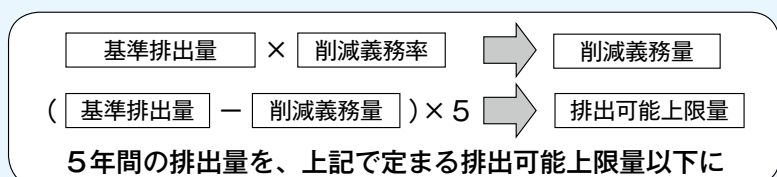
3. 第1計画期間からのバンキング※

本制度は、事業所ごとに削減義務率を設定し、排出総量削減義務の確実な実施を担保するとともに、排出量取引により他の事業所の削減量等を取得して、義務履行を可能とするものです。

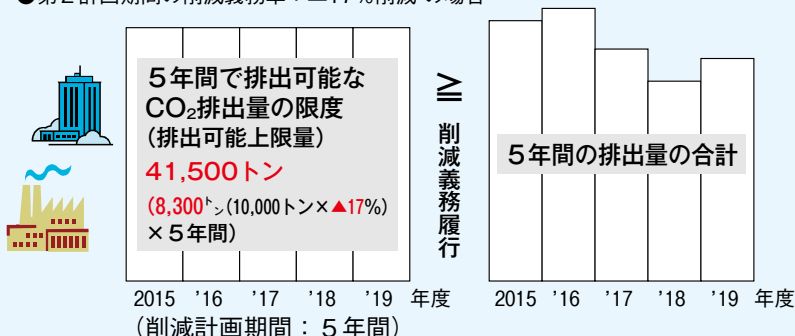
本制度の対象事業所は自らで削減を行うほか、不足分が生じる場合において、他の事業所からの排出量取引や第1計画期間からのバンキングを充当することによって義務履行を行います。

※ 第2計画期間が削減不足とならない場合は第1計画期間からのバンキングを自ら使用することはできません（売却のみ可能）。

削減義務量



- 「基準排出量」：10,000トン
- 第2計画期間の削減義務率：▲17%削減の場合



個々の事業所の1年間当たりの削減義務量は、

- ①基準となる排出量（基準排出量）に
 - ②削減義務率
- をかけて決定します。

5年間の排出量の合計が排出可能上限量を超えなければよいため、事業者の設備更新計画を踏まえた柔軟な対応が可能です。

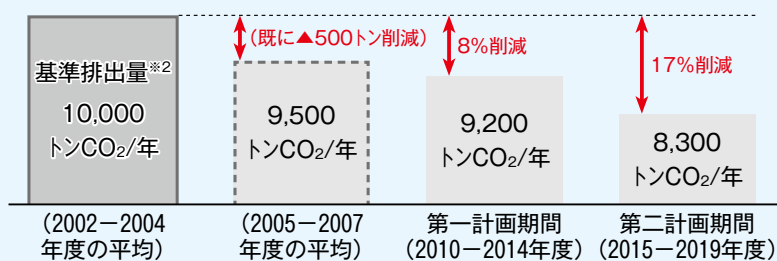
基準排出量（既存対象事業所）

（原則）2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の排出量平均値※1

（どの3か年度とするかは、事業者が選択可能）

※1 3か年度のうちに、排出量が標準的でないとし事が特に認める年度がある場合については、その年度を除く2か年度又は単年度とすることができる。

（例）既に総量削減実績のある事業所は、より過去の年度での設定が可能



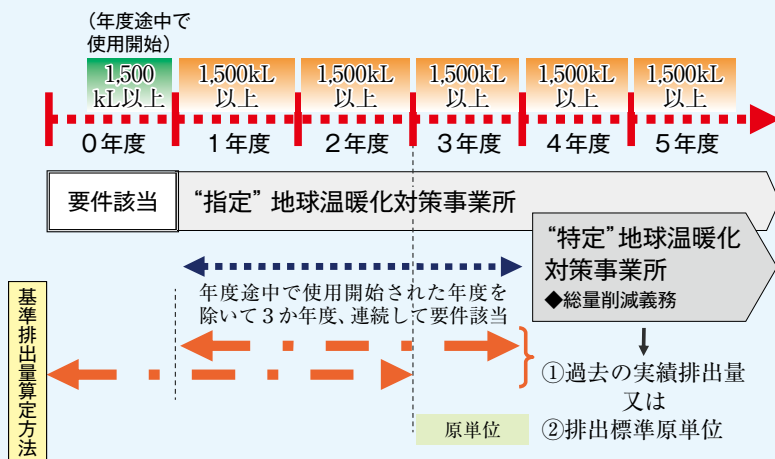
選択可能

※2 各計画期間においてCO₂排出係数の見直しを行った値を反映（計画期間中はCO₂排出係数を固定）

前制度において既に省エネ対策に取り組む、総量削減実績のある事業所は、より過去の年度で基準排出量を決定することにより、その努力を反映できる仕組みになっています。

また、基準排出量の決定後に増築や設備の大幅な増減があった場合などには、基準排出量の変更を行い、適正な基準に基づく削減義務となるような仕組みになっています。

基準排出量（新規対象事業所）



削減義務率

区 分		削減義務率	
		第1計画期間	第2計画期間
I-1	オフィスビル等 ^{※1} と地域冷暖房施設 （「区分I-2」に該当するものを除く。）	8%	17%
I-2	オフィスビル等 ^{※1} のうち、 地域冷暖房等を多く利用している ^{※2} 事業所	6%	15%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 （工場等 ^{※3} ）		

- ※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等
- ※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上
- ※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

《新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所の削減義務率》

- 第2計画期間中に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、第1計画期間と同等の削減義務率を適用
- 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、「特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は、第1計画期間の削減義務率を適用」し、第2計画期間の残りの期間は第2計画期間の削減義務率を適用

※優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所等）について

「地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所」として、①推進体制の整備、②高効率機器、高効率システム及び省エネ制御の導入、③運用管理などの評価項目の実施状況を確認し、「知事が定める基準」に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率をトップレベル事業所は1/2、準トップレベル事業所は3/4に減少（「知事が定める基準」は区分I、IIそれぞれについて作成）

新築ビルなどで前年度のエネルギー使用量が原油換算1,500kL以上となると、「指定地球温暖化対策事業所」となり、計画書提出、排出量報告等の義務が開始します。

その後3か年度連続して原油換算1,500kL以上であれば、「特定地球温暖化対策事業所」となり、総量削減義務が開始します。

このような新規対象事業所の基準排出量は、①過去の実績排出量^{*}、②排出標準原単位 のどちらかを基に算定します（選択可能）。

^{*}その事業所での地球温暖化対策が一定基準以上実施されている場合に限る。

用途により2種類の削減義務率を設定しています。

ただし、次に該当する事業所には削減義務率を緩和する制度があります。

①17%又は15%の削減義務率が適用される事業所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置の要件を満たす需要設備に係る特定温室効果ガス排出量が当該事業所の「排出量の1/2以上」である事業所

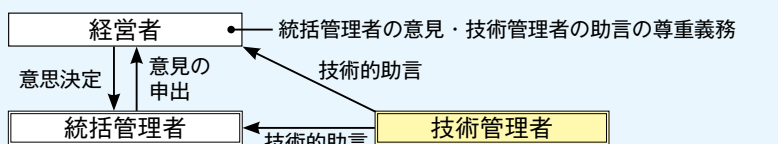
②特に地球温暖化対策が進んでいると認められた事業所^{*}

5

事業所の地球温暖化対策推進体制

事業所の推進体制

- 指定地球温暖化対策事業所では、事業所ごとに、統括管理者・技術管理者を選任しなければならない。



●技術管理者の要件

次に示す要件に全て該当すること

- ①右の枠内に示す資格のいずれかを有すること
- ②省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③都の定める講習会を修了すること^{*}

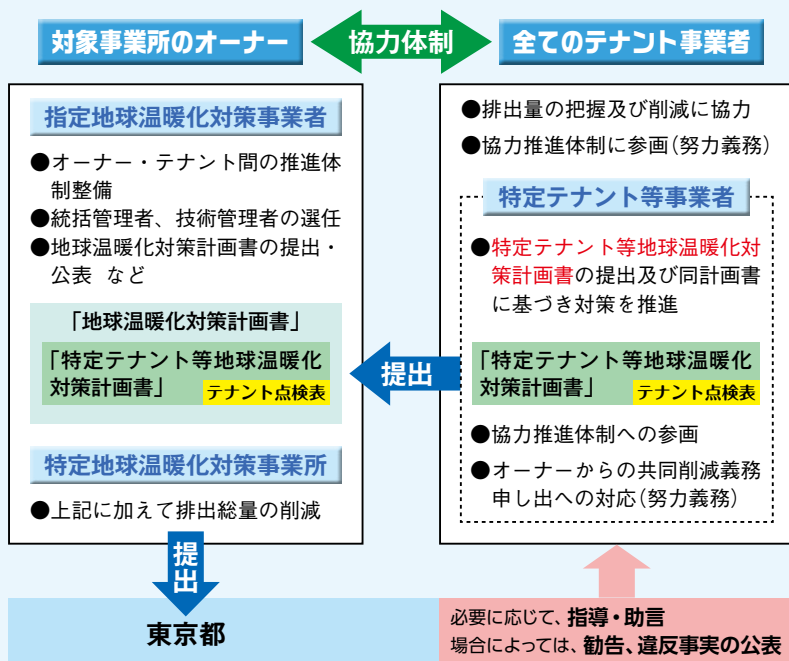
^{*}第2計画期間以降に、新たに地球温暖化対策事業所になる事業所において、統括管理者等の経験のない者が統括管理者等になる場合は都の実施する講習会の受講が必要

各事業所で計画的に確実な削減が実施されるよう、本制度の対象事業所では、

- ①統括管理者（責任者）
- ②技術管理者（省エネの技術的な知識を有する方）を設置する必要があります。

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境））

オーナーとテナント事業者の主な義務



所有者と使用者の異なるテナントビル等で、効果的な温室効果ガス削減を推進するためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組が必要です。

そこで、ビルオーナーを削減義務者の基本としつつ、その上で、

① 全てのテナント事業者に、オーナーの削減対策に協力する義務

② 特定テナント等事業者*には、①に加えて、テナント事業者独自の対策に関する計画書を作成・提出し、その計画に基づき対策を推進する義務があります。

また、東京都は必要に応じ、テナント事業者に対して直接、対策実施に関する指導等を行うことがあります。

※特定テナント等事業者の要件

毎年度末時点において、総量削減義務の対象事業所内のテナントであって、

●床面積5,000㎡以上を使用している事業者

●床面積にかかわらず、前年度の年間電気使用量が600万kWh以上の事業者

6

地球温暖化対策計画書の提出と公表

<公表事項>

- 削減目標：削減義務率（第1計画期間：8%又は6%、第2計画期間：17%又は15%）以上の目標値（定量的な目標）を定める。
- 目標を達成するための措置の計画及び実施状況：自らの事業所における削減対策と排出量取引の活用により、経済的・技術的に実施可能な対策を行い、その実績を把握する。
- 特定温室効果ガスの年度排出量：毎年度、排出状況を把握し対策の進捗状況を確認する。
- その他ガスの年度排出量：排出量が多い場合、目標を定めるよう努める。当該事業所の排出量の1/2以上である場合は、定量的な目標を定める。

この他、特定テナント等事業者は、5のとおり特定テナント計画書を作成・提出する義務がある。

本制度の対象事業所は、毎年度、地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出する必要があります。

また、削減義務量及び基準排出量、計画期間、目標を達成するための措置の計画及び実施状況、前年度の年度排出量等を公表しなければなりません。

東京都のホームページでも公表します。

7

検 証

検証機関の登録区分

区分番号	区分名称	検証内容
1	特定ガス・基準量	○毎年度の特定温室効果ガス排出量の検証 ○基準排出量の検証 ○新規事業所の対策推進基準への適合検証
2	都内外削減量	○都内中小クレジットの検証 ○都外クレジットの検証
3	その他ガス削減量	○その他ガス削減量を削減義務の履行に充てる場合の検証
4	電気等環境価値保有量	○再エネクレジットの検証
5	優良事業所基準への適合（第一区分事業所）	○第一区分のトップレベル事業所 ○準トップレベル事業所の認定適合基準の検証
6	優良事業所基準への適合（第二区分事業所）	○第二区分のトップレベル事業所 ○準トップレベル事業所の認定適合基準の検証

削減義務の履行、排出量取引を公正なものとするため、本制度では東京都に登録した検証機関の検証を義務付けています。

本制度の対象事業所は、

- ①基準排出量の申請時
- ②毎年度の排出量の報告時
- ③トップレベル事業所の認定申請時
- ④その他ガスの削減量認定時

には、必ず東京都に登録済の検証機関*による検証を受ける必要があります。

※東京都環境局のホームページにて登録済の検証機関の一覧や登録検証機関評価制度についてご覧いただけます。

URL：http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html

本制度の削減義務の履行に当たっては、「他者が実施した削減対策による削減量」を取得する排出量取引での義務履行も可能な仕組みとなっています。

現在、排出量取引に利用可能なクレジット等は下記の5種類です。クレジット等は、原則翌計画期間まで利用可能です。

これらのクレジット等の取引自体は取引の当事者間で行うことを基本とし、取引の記録は東京都が設置する「削減量口座簿」（電子システム）で管理されます。

なお、高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進などによる、自らの事業所での削減を排出量取引に優先することが求められます。

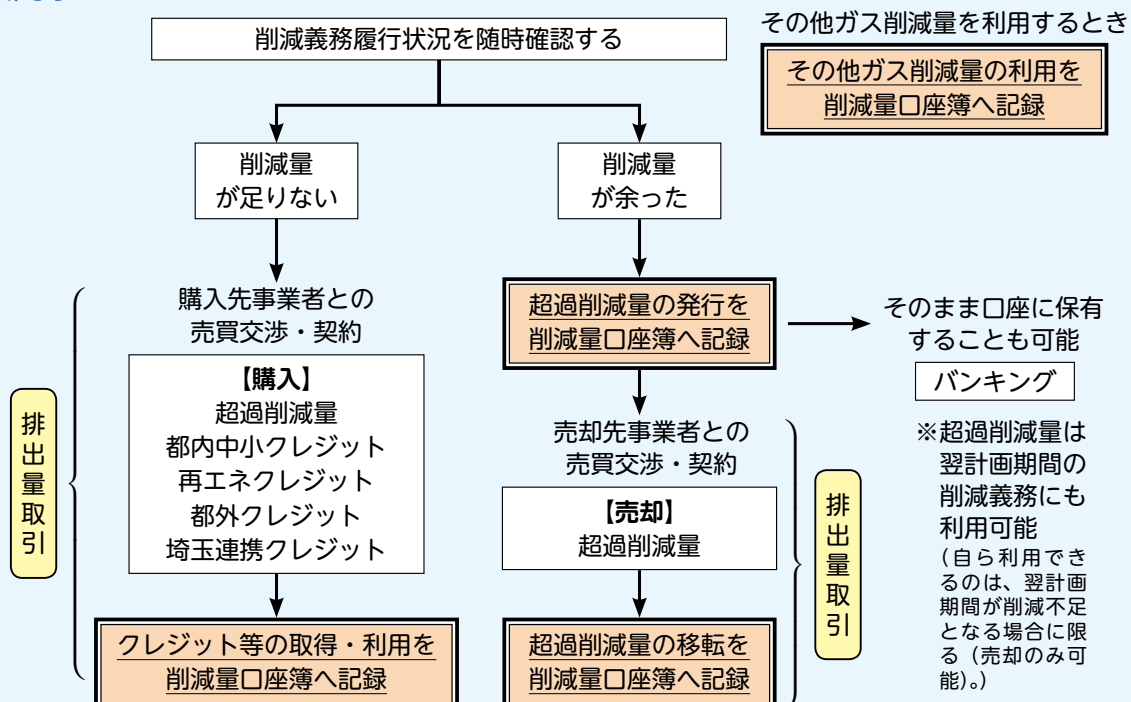
利用可能なクレジット等

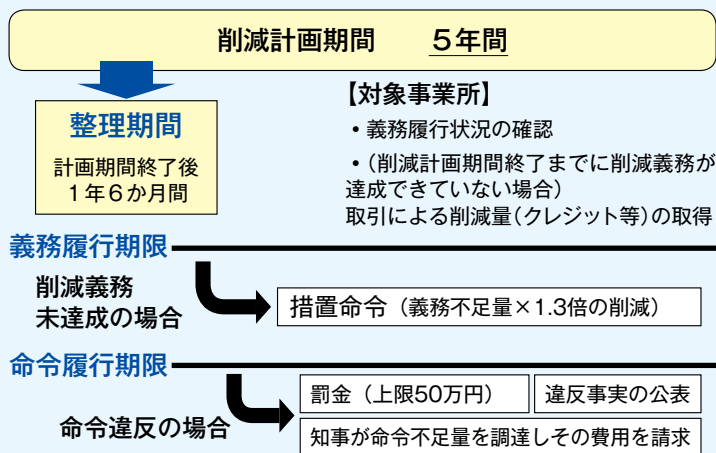
振替可能削減量の種類	概要
①超過削減量	特定地球温暖化対策事業所が削減義務量を超えて削減した量
②都内中小クレジット	都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量
③再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値（グリーンエネルギー証書等を含む。）
④都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
⑤埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量と中小クレジット

削減量口座簿

削減量口座簿の種類	概要
指定管理口座	指定地球温暖化対策事業所ごとに開設する、削減義務履行に向けた状況を記録する口座
一般管理口座	排出量取引への参加を希望する者が開設する、取引参加者ごとのクレジットの所有状況を記録する口座

取引の流れ



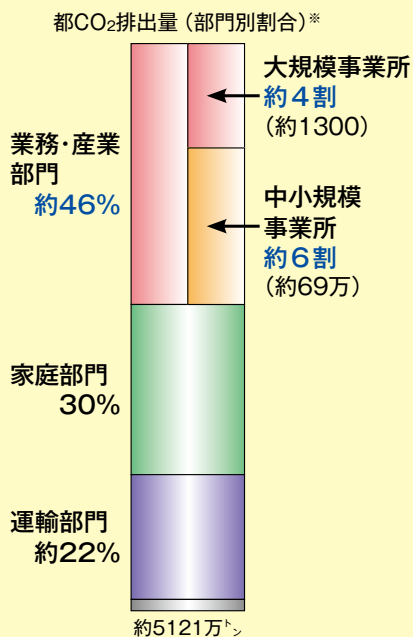


第1計画期間	第2計画期間
2010－2014年度	2015－2019年度
2016年9月末	2021年9月末

削減計画期間終了までに削減義務が達成できていない場合には、措置命令の対象となることがあります。さらに、命令履行期限までに命令が履行されない場合には、罰金が科される場合もあります。

このほか、テナント事業者の義務違反については、そのテナント事業者への勧告や、違反事実の公表が行われることもあります。

東京全体で取り組む気候変動対策



※ 2012年度速報値（2000年度係数固定）より部門別割合を算出

大規模事業所への「総量削減義務」の実施

中小規模事業所の省エネを促進

- 地球温暖化対策報告書制度
- カーボンレポート
- 環境減税
- 中小テナントビルの省エネ改修支援
- 省エネ診断 など

家庭の節電・省エネを進める

- 既存住宅の断熱性能の向上、太陽光発電・太陽熱利用の促進
- 家庭用燃料電池の普及促進 など

自動車部門のCO₂削減

- 燃料電池車、電気自動車など次世代自動車の普及促進
- 交通・輸送における省エネルギー対策の推進 など

環境都市づくり制度の導入・強化

- 新築建築物の環境性能の評価と公表
- マンション環境性能表示
- 大規模都市開発での省エネ性能の条件化、地域でのエネルギーの有効利用 など

「総量削減義務と排出量取引制度」に関するお問合せ先

東京都環境局 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎16階
東京都環境局地球環境エネルギー部総量削減課内
TEL：03-5388-3438 FAX：03-5388-1380
Email：ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp

東京都環境局 気候変動対策のHP

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html>

平成27（2015）年3月発行
登録番号（26）第81号